

市民経済委員会委員長報告書

令和8年6月24日

市民経済委員会に付託されました案件は議案2件、請願1件、陳情2件ですが、そのうち請願第1号「地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書」については、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案2件、陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第8号「防災行政無線をデジタル化することの陳情書」について報告します。

本件は、市の防災行政無線をデジタル化し、実施された場合には広報紙を使って、市民全体に知らせることを求めるものです。

初めに、当局より、

防災行政無線のデジタル方式については、音質の向上やデータ伝送機能などのメリットがあり、近隣自治体において既に導入が進んでいることは認識しております。一方、国の財政支援については、現在、国庫補助制度はありませんが、地方債である「緊急・防災減災事業債」の活用が可能となっております。災害時における情報伝達については、一つの情報伝達手段のみに頼るのではなく、多様な媒体を組み合わせながら、一人でも多くの市民へ迅速かつ確実に情報を届けることが重要であると考えております。その中で、防災行政無線については、屋外拡声による情報伝達手段として運用している一方で、降雨時や強風時、また屋内で窓を閉めた状態では、放送が聞き取りづらくなる場合があります。そのため、他の情報伝達手段との組み合わせによる対応が必要であると考えております。このため、本市では令和3年度に多メディア一斉配信システムを導入し、デジタル方式と同様に文字情報の同時配信が可能となりました。防災行政無線の放送と合わせ、市公式LINEアカウント、X、ホームページ、みどりのメール、電話、FAXなどを活用した情報配信を行っております。

今後についても、既存設備の適切な維持管理を行うとともに、技術動向や社会状況、市民ニーズ等を踏まえながら、より効果的な情報伝達のあり方について研究してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

デジタル化による情報伝達の強化という趣旨は理解できるが、以下３点にわたり反対の理由を申し述べる。

第１に、電波の到達範囲拡大というメリットは、本市においては限定的である。デジタル化の利点として到達範囲の拡大が挙げられるが、本市は面積３５平方キロメートルとコンパクトな市域でありながら、高層マンションの密集地や起伏に富んだ地域も存在する。このような地域では、デジタル化しても電波が届きにくく、新たに基地局の増設等の必要性が想定される。つまり、デジタル化をしたからといって直ちに受信環境が改善されるとは限らず、追加の整備も発生する可能性がある。

第２に、画像伝送や双方向通信といった機能面のメリットについては子局に設置されたカメラの映像を送信することを前提としたものであり、子局が設置されない地域において状況は変わらない。また、双方向通信においても、現在市民の多くがスマートフォンを所持しており、多チャンネル化により自宅でも外出先でも必要な情報が取得できる環境が整いつつある。防災行政無線に双方向通信の機能を持たせる必要性は、相対的に低下していると考えられる。

第３に、導入及び維持に要する費用が、市財政に多大な負担を与える。デジタル化に伴う初期投資や継続的な運用経費は、軽微なものではなく市財政全体に影響を及ぼすので慎重に見極める必要があると考える。

2 不採択の立場で討論する。

防災行政無線のデジタル化により、音声だけでなく画像などデータ伝送が可能となることは承知しているが、令和３年度に導入した多メディア一斉配信システムにより、防災行政無線だけでなく同時に多くの媒体に発信することが出来るシステムが構築されており、防災行政無線以外の方法でも、無線と同時期に緊急情報を入手することが可能となった。一方、デジタル式の防災行政無線を導入した近隣自治体では、防災行政無線以外の媒体に情報提供を行う場合には別に作業を行う必要があり、同時発信ができないため、本来のデジタル化の趣旨と異なる現状となっている。現在、本市が取り組んでいる方法で多くの情報を入手できる中、８億円の費用をかけて市民サービスの低下につながるシステムの導入には、慎重に考えざるを得ないと判断する。

がありました。

採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１０号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

先の国会で成立し、公布された健康保険法等の一部を改正する法律には、公平性の確保及び現役世代を中心とする保険料負担上昇の抑制を図る観点から、処方箋がなくても購入できるＯＴＣ医薬品との代替性が高い薬剤、いわゆるＯＴＣ類似薬を医療保険で用いる場合、薬剤費の一部を保険給付外とする「一部保険外療養」の創設が含まれています。また、薬剤費の自己負担に係る今後の検討事項としては、令和８年度予算に係る厚生労働大臣及び財務大臣の合意事項において、陳情趣旨に挙げられているものが含まれています。

本法案の施行に当たっての国会の附帯決議では、適切な措置を講ずるべき事項として、一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品と代替性の高いものであっても、配慮が必要な者への措置は将来にわたって維持すること。また、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせることのないよう十分配慮すること。などとされております。そのため、今後の検討課題については、附帯決議で求められている観点を踏まえ、国において慎重に議論されていくものと考えております。

本市としても引き続き国の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１ １点要望し、不採択の立場で討論する。

日常的に服薬が必要な方々の負担への懸念については理解するものであるが、委員会での質疑を踏まえ、以下３点にわたり反対の理由を述べる。

第１に、負担増に対する「例外規定」が設けられている。医師が医療上必要と判断した場合などは、従来通りの負担で済む仕組みとなっており、国は現在、現場の混乱防止に向けた具体的な運用基準や周知素材の整備を進めている状況である。

第２に、世代間の負担の公平性を図るための施策である。国全体の医療費削減効果は年間約９００億円と試算されている。増大し続ける医療費、２０２３年では約４７兆円、負担の公平性を保つための一つの手段である。また、代替案とされる後発医薬品（ジェネリック）の使用促進は、すでに数量シェアが約９０％に達しており、これ以上の大きな効果を期待することは困難である。

第３に、懸念される「受診控え」への対策が検討されている。本制度は受診その

ものを抑制するものではないことが明確に謳われ、さらに国会の附帯決議により、施行後の実態把握や必要に応じた見直しを行う仕組みが確保されていること、これから国の動向を引き続き注視していく必要がある旨を市の答弁から確認できた。

本制度は、増大する医療について持続的な医療体制を保持するという観点でも判断する必要がある。本市としても、国から提供される媒体等を活用し、市民及び医療現場への丁寧な情報提供に努めることを要望する。

2 1点要望し、不採択の立場で討論する。

今回の国の制度改正は、患者間の公平性を確保するとともに、現役世代の保険料負担の軽減を図るためのものである。もちろん、陳情の趣旨にあるように、定期的な通院が必要な患者の家計への影響や、受診控えにつながるのではないかと懸念の声があることは承知している。

しかし、国はこの制度見直しにおいて、一律に負担を求めるのではなく、配慮が必要な方にはしっかりと配慮を行う方針を示している。つまり、本当に医療上の必要性が高い方々の受診の機会は、引き続き守られる仕組みとなっている。さらに、本法案の国会における附帯決議においても、必要かつ適切な受診が抑制されることのないよう国に強く求められている。

このように、国においては、制度の持続可能性の確保と患者への配慮を両立させるべく、有識者等を交えて慎重な議論と具体的な制度設計が進められるものと認識している。

引き続き、市民の健康維持と適切な受診機会が損なわれることのないよう、国の動向を注視していくべきと考える。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市八木南第3コミュニティ・ホームの移転建替えに伴い、当該コミュニティ・ホームの位置を改めるものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本施設には、新旧住民のつながりを育む、新旧住民の融合という極めて重要な歴史的使命がある。今回の建て替えでは、維持管理は市、運営は地域という新しいス

キームで、市民協働の挑戦であると考え。しかし、地域住民の方々からは、コミュニティ・ホームの運営が趣旨に沿って行われるのか、利用が特定の団体や個人に限られてしまうのではないか、という懸念の声があることから、2点要望する。

第1に、新旧融合の理念を確かな形として残すこと。地区運営委員会のメンバーは時の変遷で交代することもあるが、設置目的を見失わないよう、市と地区運営委員会で取り交わした覚書や理念を、地域の共有財産として可視化して立ち返れるよう工夫されたい。

第2に、地区運営委員会への伴走型支援を行うこと。運営が軌道に乗るまでは、しっかりと対話を重ねて支援すること。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第43号「流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、引用の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上